

## 水道料金の滞納等に伴う取り扱いについて（お知らせ）

平成 26 年 1 月 1 日に「高鍋町債権管理条例」が施行され、高鍋町の債権（料金等の滞納など）について、事務処理及び必要事項を定め適正に管理していくことになりました。

### 水道料金の滞納に対し遅延損害金が発生します

平成 26 年 4 月 1 日から、督促により指定された納期限を過ぎて納入された場合、水道料金のほかに遅延損害金が増算されます。

納期限を守り、速やかな納入を心がけましょう！

#### ◆遅延損害金とは

水道料金のお支払いには納期限が決まっています。

納期限を過ぎて、なお支払いが遅れますと延滞に係る損害賠償として遅延損害金（年 5 %）が発生します。遅延損害金は、督促によって指定された期限の翌日から納付される日までの日数に応じて計算されます。

#### ◆遅延損害金の計算方法

$$\text{水道料金} \times \text{滞納の日数} \times \frac{5\%}{365 \text{ 日}} = \text{遅延損害金の額}$$

注 1）遅延損害金の年 5 % の日割り計算は、うるう年であっても 365 日で計算されます。

注 2）遅延損害金は、水道料金が 2,000 円以上のものに対し発生し、水道料金の 1,000 円未満の端数は切り捨てて 1,000 円単位で計算します。

注 3）上記の計算式により計算した遅延損害金が 1,000 円未満の場合は、遅延損害金はありません。

注 4）上記の計算式により計算した遅延損害金に 100 円未満の端数があるときは、その 100 円未満の端数を切り捨てます。

#### ◆平成 26 年 4 月 1 日以前の滞納分について

平成 26 年 4 月 1 日以前までに督促による納入期限が過ぎているものについては、滞納全額を計算の基礎額とし、平成 26 年 4 月 1 日からお支払いの日までの日数に応じ遅延損害金が発生します。

## 水道料金を相当期間お支払いいただけない場合は法的措置を行います

水道料金の滞納に対し、督促をしてもなおお支払いいただけない場合には、地方自治法施行令第171条の2の各号に掲げる強制執行等の措置を執り行います。

納期限を守り速やかに納入することが大切ですが、お支払いいただけない事情等がありましたら上下水道課にご相談ください。

### ◆法的措置とは

法的措置とは、地方自治法第171条の2の各号に掲げる強制執行等のことをいいます。  
水道料金の滞納に対する強制執行等については、訴訟手続きを履行することになります。  
具体的には、悪質な滞納者に対し支払督促又は少額訴訟を行います。

\*支払督促とは、申立人の申立てのみに基づき裁判所書記官が略式手続を行います。そのまま裁判所書記官の支払い命令に従わないと、差押等の手続に移行します。

\*少額訴訟とは、簡易裁判所にて1回の期日で双方の言い分を聞き判決が言い渡されます。支払督促と同じく、裁判所書記官の判決に従わない場合は、差押等の手続に移行します。

お困りの時はご相談ください！

真に生活に困窮されている場合は、高鍋町役場福祉課地域福祉係（☎0983-26-2028）又は宮崎県児湯福祉事務所（☎0983-22-1404）までご相談ください。

また、料金のお支払い期限までにお支払いできない事情等があり、支払期日の延長や分納等のご相談がありましたら、下記までご相談ください。

文書取扱い：高鍋町大字上江 8434 番地  
高鍋町役場 上下水道課  
電話 0983-22-1341  
Fax 0983-22-3489